

件名	愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号) 介護保険法(平成9年法律第123号) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号)により介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)の一部が改正されることに伴い、愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>政令の改正により償還期限が延長されたことによる、延滞金発生日(償還期限)の改正</p> <p>(1) 令和3～5年度に借入した貸付金について、償還により令和6～8年度の保険料額が著しく高くなる市町村は、延滞金発生日(償還期限)が令和8年度末から11年度末とする。(3年間の延長)</p> <p>(2) (1)によっても、令和6～8年度の保険料額が抑制できない市町村は、延滞金発生日(償還期限)を令和14年度末とする。(6年間の延長)</p> <p>(3) 令和6～8年度に借入した貸付金について、償還により令和9～11年度の保険料額が著しく高くなる市町村は、延滞金発生日(償還期限)を令和11年度末から令和14年度末とする。(3年間の延長)</p> <p>(4) (3)によっても、令和9～11年度の保険料額が抑制できない市町村は、延滞金発生日(償還期限)を令和17年度末とする。(6年間の延長)</p>	
施行日	令和3年8月1日
<b>【その他参考事項】</b>	